

パーソナルデータを集約したビッグデータ利活用の促進に向け、今年5月30日に全面施行される改正個人情報保護法。本特別企画では、涉外担当者として押さえておきたい主な改正内容や取引先企業への情報提供・アドバイスのポイントなどを解説する。

平 成17年に制定された「個人情報保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」）が大きく改正され、今年5月30日に全面施行される。今回の改正は、個人情報の保護の強化を図りつつ、データの有効活用と取扱いのグローバル化を促進することを目的としており、改正内容も多岐にわたる。そのため、金融実務上も大きな影響を受けることはもちろんのこと、現在は適用対象外とされている小規模事業者（保有する個人情報が5000人以下の企業）についても法規制の対象となるなど、金融機関の取引先への影響も

5月30日から全面施行！

涉外担当者が押さえておきたい改正個人情報保護法のポイント



少なくない。以下では、今回の個人情報保護法の改正について、涉外担当者として理解しておくべきことを整理するとともに、小規模企業への影響も踏まえ、取引先へのアドバイスのポイントについてみていくことにしたい。

1. 個人情報保護法の改正の背景

現行の個人情報保護法が全面施行されたのが平成17年4月。その

後、これまでの10年以上の間に、ICT技術の革新等により、人々の生活や暮らしは便利で豊かなものになったが、一方では個人情報保護法の制定当時には想定していなかった様々な問題も表面化してきた。近年「ビッグデータの時代」と言われるように、ICT技術の進展により、暮らしや生活の至るところで膨大なパーソナルデータを収集・分析することが可能になった。例えば、クレジットカードに顧客が購入した商品やサービスの

履歴が残ったり、交通系ICカードに個人の移動履歴が記録されたりするようになった。

こうしたパーソナルデータを集約した「ビッグデータ」は、新しい商品やサービスの創出につながるなど、経済や社会の発展に寄与するものとして大きく期待されている。

個人情報の保護を図りつつパーソナルデータを活用

その一方で、現行の個人情報保護法においては、収集したパーソナルデータ（ビッグデータ）について、企業が自由に利用できるのはどこまでの範囲なのか、個人情報として保護する必要があるのはどこまでの範囲なのかといった、個人情報部分の定義が必ずしも明確になっていなかった。

実際、鉄道の乗客の移動に関するデータを第三者に提供しようとしたところ、（個人を特定できる情報ではないものの）「個人情報の保護に反する」として某鉄道会社が批判を受けるといった事案も発生している。個人情報の保護が

ネック（阻害要因）となっており、ビッグデータの利用が進まないという側面もあったわけである。

また、企業等による個人情報の漏えい事件も、依然として後を絶たない。特に、過失ではなく、企業の内部関係者が個人情報等を持ち出し、いわゆる「名簿屋」と呼ばれる業者を通じて転売するといった悪質な事件も発生し、大きな社会問題となったのは記憶に新しい。

さらには、いわゆる「サイバー攻撃」による情報の大量流出事件も発生し、個人情報の管理・保護についての不安が従来以上に高まっている。

このように、現代社会は企業や事業者が膨大な顧客データを蓄積し、それに加工や編集を施し、さらにネットワークを利用することで、これらの膨大な情報が瞬時に世界を駆け巡る時代となってきた。

その中で「個人情報」がビジネスにおいて非常に有用性のあるデータであることは事実だが、反面、情報が漏洩した場合の個人の

プライバシー侵害の危険は、従来にも増して大きくなってきているといえる。

こうした状況において、「個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの活用を促進し、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上」を目的として、個人情報保護法の改正がなされたわけである。

2. 改正個人情報保護法のポイント

改正個人情報保護法では、現行法で必ずしも明確でなかった個人情報の定義の明確化や適切な保護下での個人情報の活用の促進、個人情報保護委員会の新設、個人情報取扱いのグローバル化、本人の個人情報に関する開示・訂正・利用停止請求権の明確化などが図られている。

以下、主な改正事項についてみていくことにする。

① 個人情報の定義の明確化

現行の個人情報保護法では定義がやや曖昧といわれていた「個人

情報」について、改正法ではより明確な定義がなされている。具体的には次のようにに区別される。

- ⑦住所、氏名、生年月日等の一般的な「個人情報」
- ⑧顔画像や指紋データ、免許証番号、パスポート番号、保険証番号等の「個人識別符号」
- ⑨人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪歴といった「要配慮個人情報」
- ⑩個人情報に該当しない「匿名加工情報」

個人情報とは「生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと定義されている。氏名、住所、生年月日等は個人情報としてイメージしやすいが、「特定の個人を識別することができるもの」についてはやや抽象的な部分があった。

そこで改正法では、新たに「個人識別符号」というカテゴリーを導入し、それが含まれるものは個人情報だとしている。個人識別符